

議案第 16 号

城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する
条例等の一部改正について

城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例等
の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

(2025 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例等の一部を改正する条例
(城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第1条 城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年城陽市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、<u>同号において同じ。</u>）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 第1号又は第2号に規定する学校の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校の卒業者にあつては1年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(8) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(9) 外国の学校において、第1号から第6号ま

号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

でに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあっては5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号、第2号又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択

	科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
--	--

(城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例(平成31年城陽市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>改正後の第3条第8号</u>の規定の適用については、<u>同法第4条第1項</u>の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。	附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、<u>城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第3条第10号及び第4条第7号</u>の規定の適用については、<u>同項</u>の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。
- (経過措置)
- この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第6号に規定する水道の管理に関する講習の課程を修了した者は、第1条の規定による改正後の城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第6号に掲げる者とみなす。

提案理由

水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）及び水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成２４年城陽市条例第２２号）及び城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例（平成３１年城陽市条例第２号）について所要の改正を行いたいのので、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１２条第２項及び第１９条第３項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

水道法（抜粋）

（技術者による布設工事の監督）

第１２条 略

- ２ 前項の業務を行う者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（水道技術管理者）

第１９条 略

２ 略

- ３ 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

参考資料

城陽市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例等の一部改正条例要綱

1 改正の概要

(1) 布設工事監督者の資格（第3条関係）

水道の布設工事の布設工事監督者が有すべき資格について、水道法施行令、水道法施行規則の改定に伴い、学校教育法による大学等において修める課程及び、卒業した後に従事する技術、経験年数を改正する。

(2) 水道技術管理者の資格（第4条関係）

水道技術管理者が有すべき資格について、水道法施行令、水道法の施行規則の改定に伴い、学校教育法による大学等において修める課程及び、卒業した後に従事する技術、経験年数を改正する。

2 施行期日

令和7年（2025年）4月1日

3 経過措置

この条例の施行の日前に、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了したものは、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者とみなす。